

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 10 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成 19 年 6 月 17 日（日）午後 1 時 15 分から
乙種危険物取扱者試験	〃
丙種危険物取扱者試験	平成 19 年 6 月 17 日（日）午前 10 時 15 分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220	鳥取県庁講堂及び第 22 会議室
鳥取市立川町六丁目 176	東部総合事務所講堂
倉吉市山根 529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
米子市古豊千 520	米子職業能力開発促進センター大教室
米子市末広町 74	米子コンベンションセンター第 4 会議室、第 5 会議室、第 6 会議室及び第 7 会議室

3 受験願書の受付期間

平成 19 年 4 月 12 日（木）から同月 26 日（木）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては 5,000 円、乙種危険物取扱者試験にあつては 3,400 円、丙種危険物取扱者試験にあつては 2,700 円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- （1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- （2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。